

北海道自殺対策連絡会議「計画部会」設置要綱

(設置)

第1条 自殺の現状分析や施策の評価等を行い、本道における総合的な自殺対策の計画策定について検討するため、「北海道自殺対策連絡会議設置要綱」第6条の規定に基づき、北海道自殺対策連絡会議（以下、「連絡会議」という。）に「計画部会」（以下、「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 北海道の自殺対策における計画に関する事
- (2) 北海道内の自殺の現状及び課題等の分析に関する事
- (3) 北海道の自殺関連施策における評価に関する事
- (4) その他、部会の検討に関し必要な事項

(構成機関)

第3条 部会は、別表に掲げる構成機関で構成する。

(部会の開催)

第4条 部会の開催は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健担当課長（以下、「担当課長」という。）が決定し、次に掲げる事項を構成機関にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 部会の日時及び場所
- (2) 議事
- (3) その他事前に通知する必要がある事項

(会議)

第5条 部会の会議の議事進行は、担当課長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、担当課長は部会の会議の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。
- 3 部会の会議は、必要に応じて連絡会議構成機関や関係機関等の職員を出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、担当課長が定める。

附 則

- この要綱は、平成20年3月14日から施行する。
この要綱は、平成24年6月5日から施行する。
この要綱は、平成29年6月2日から施行する。

北海道自殺対策連絡会議「計画部会」構成機関名簿

(別 表)

構成機関区分	機 関 名
保健・医療・福祉関係機関	北海道医師会 北海道精神科病院協会 北海道精神神経科診療所協会 北海道看護協会 北海道精神保健福祉士協会 北海道臨床心理士会 北海道立精神保健福祉センター 札幌こころのセンター
大学・研究機関	北海道大学医学部精神医学講座 札幌医科大学医学部神経精神医学講座 札幌医科大学医学部公衆衛生学講座
警察・消防機関	北海道警察本部 全国消防長会北海道支部
教育関係機関	北海道教育委員会 全国大学保健管理協会北海道地方部会 北海道高等学校長会私学部会
経営・労働関係機関	北海道商工会議所連合会 北海道商工会連合会 日本産業カウンセラー協会北海道支部 〔独〕労働者健康安全機構北海道産業保健総合支援センター
司法関係機関	日本司法支援センター札幌地方事務所
自殺等に関する民間活動団体等	北海道いのちの電話 自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」 北海道アルコール健康障害対策推進アドバイザー

計 24 機関